

**速報**

# 令和7年度 税制改正のポイント



日商「税制改正 特設サイト」▲

※本チラシは2024年12月20日公表の与党税制改正大綱に基づいて作成しています。

## I. 中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けた税制

### ○ 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充



【設備投資減税の全体像】

設備の種類 (価額要件)		機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国税	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <p><b>中小企業経営強化税制</b> ※1 即時償却 or 税額控除10% (7%) ※2 経営力向上計画の認定が必要 (申請先: 所管省庁窓口)</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p><b>Point①</b> <b>拡充措置</b></p> </div> </div> </div>			
	地方税	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <p><b>中小企業投資促進税制</b> 30%特別償却 or 税額控除7% ※3</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>測定工具及び検査工具 1台120万円以上、1台30万円以上 かつ複数台合計120万円以上</p> </div> </div> </div> <p><b>特別償却</b>: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、通常の償却費に加えて損金算入できる制度 <b>税額控除</b>: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、法人税等から控除できる制度</p>			
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <p>償却資産に係る 固定資産税の特例</p> </div> </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">2年延長</div> <div> <p>償却資産に係る 固定資産税の特例</p> </div> </div> <p>固定資産税の負担を軽減</p>	

※1: 現行措置は類型の整理 (一部廃止) と要件 (指標) の見直しを行う ※2: 資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%  
※3: 資本金3,000万円超の中小企業者等は特別償却のみ選択可能

### Point① 中小企業経営強化税制の拡充措置

⇒売上100億円を目指す企業に対して「建物」を対象に加えた措置を拡充!

【概要】対象: 工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物及びその附属設備

要件:

- 投資利益率が年平均7%以上
- 売上100億円を目指すロードマップの作成
- 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- 前年度売上10~90億円
- 最低投資額1億円 or 売上5%以上 等

措置の内容:

- 年度末給与支給総額が前年度末比で、  
2.5%以上増加 → 特別償却15% or 税額控除1%  
5.0%以上増加 → 特別償却25% or 税額控除2%



**商工会議所の強力な要望により  
建物を対象に追加!  
(中小企業税制では極めて異例の措置)**

### Point② 償却資産に係る固定資産税の特例の延長・拡充

⇒市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に固定資産税の負担を軽減する特例が**2年間延長!**  
⇒表明する賃上げ率に応じて**最大1/4に軽減!**



固定資産税は市区町村の基幹税。コロナが収束したことも踏まえ、軽減措置は不要である

表明する賃上げ率	軽減後の課税標準	軽減を受けられる期間
3.0%以上	<b>1/4</b>	<b>5年間</b>
1.5%以上	1/2	3年間

**商工会議所の強力な要望により  
軽減割合を拡充したうえで延長!**



裏面に続く